

## 議会改革に関連する諸問題に関する審査結果報告

平成22年 8 月26日

薩摩川内市議会議会改革特別委員会

委員長 堀之内盛良

### 1 審査事件

議会改革に関連する諸問題について

### 2 委員会の開催日

平成21年8月26日，9月24日，10月19日，11月4日，平成22年3月3日，4月14日，5月10日，6月15日，7月7日，14日  
(10日間)

### 3 審査の経過及び結論

#### (1) 議事運営の適正化・効率化のための見直しについて

##### ア 決算認定議案の審査に係る取扱いについて

決算認定議案の審査は，決算審査特別委員会を設置し，閉会中に行っているが，予算議案を常任委員会において審査していることから，今後の取扱いについて審査を行った。

審査の結果，決算の状況を次年度の予算に生かすために，決算認定議案についても常任委員会に付託して審査を行うべきものとした。また，議案の審査を早い時期に行うことで，議会の意見が次年度の予算編成に生かしくなることから，9月定例会の会期を10月中旬までとし，定例会中に審査を行うものとした。

なお，これまで決算審査特別委員会において説明・報告を受けていた決算概要，監査委員の審査結果は，本会議に議案を上程した際に説明・報告を受けるものとし，議案の大綱についての質疑を行った後に，議案を常任委員会に付託すべきものとした。

##### イ 意見書提出の発議に係る意見書案の朗読について

意見書提出の発議について，本会議での提出者の趣旨説明は，現在，提案理由を説明するとともに，意見書案の朗読も行っているが，会議規則においては，提出者の説明は省略できること，また，朗読は職員が行うこととなっていることから，その取扱いについて審査を行った。

審査の結果，意見書の朗読を省略した場合，傍聴人等にとって分かりにくいものになること，また，提出者が意見書を説明するべきであることから，現行のとおり取り扱うものとした。

#### (2) 広聴広報活動の具体的改善策について

議会基本条例第19条において，「多くの市民が市議会と市政に関心を持つよう市議会の広聴広報活動の充実に努める」こととしていることから，広聴広報活動の具体的改善策について審査を行った。

審査の結果，広聴活動については，地区コミュニティ協議会との意見交換

会を開催していることから現行のとおりとし、広報活動については、次のとおり改善するものとした。

ア 議会だより

議会だよりは、既に改善しているものもあるが、議会での議論の経過が分かるよう記事を工夫し、また、写真等を多用し、市民に身近で読みやすい広報紙となるよう、今後も議会だより編集委員会において、随時、改善していくものとした。

イ ホームページ

ホームページでの情報提供は、今後も、積極的に取り組んでいくものとするが、まずは、委員長報告や提出した意見書の内容、議決結果、請願・陳情の処理状況等を掲載するとともに、委員会別のホームページの構成、写真等を用いた見やすいホームページなどの改善を行うものとした。

(3) 委員会審査における参考人・公聴会制度活用 of 取扱いについて

議会基本条例第11条において、「参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を審議に反映させる」こととしていることから、その取扱いについて審査を行った。

審査の結果、本市議会においては、参考人招致を始め、全国的に開催例の少ない公聴会も開催していることから、引き続き、参考人招致制度を積極的に活用するものとし、必要と認めるときは公聴会を開催するものとした。

(4) 議事運営に係る分かりやすい言葉の使用及び発言の簡明化について

議会基本条例第2条において、「市民にとって分かりやすい言葉を用いた説明に努めること」としていることから、具体的な改善項目等について審査を行った。

審査の結果、本会議において議員等を「〇〇君」と呼称しているが、日常的に使う呼称でないことから、今後は「〇〇議員」等に改めるものとした。

また、本会議における議長次第書についても、分かりやすい言葉となるよう、議長において随時見直すものとし、さらに、「市民にとって分かりやすい言葉を用いた説明」、「論点及び争点を明確にする」とした議会基本条例の規定に基づいた発言に努めるものとした。